

大腸菌O157Jの医師による検査を行い、その報告書を委託者に提出することとされている。

月次報告を見たところ、(株)中部衛生検査センター(静岡県金谷町)の発行した24件全ての腸内細菌検査結果報告書が「中食フーズサライ物」あてのものとなっている。

また、調理業務従事者(8名)については、契約第7条の定めにより、かえて養護学校の承認を受けて業務に従事しているものであり、それ以外の者が混入している報告書(8月:26名~9月:38名)による報告をそのまま受け取る扱いとしているのは適当でない。

児童生徒に対して提供する食の安全確保のために検査を義務付けて報告を求められているから、報告に異常な動きがあったときは、その内容を速やかに把握して対応するよう業務受託業者の指導を的確に行われない。

## 2 設計・積算

### (1) 県庁構内駐車場整理業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	県庁構内駐車場において車両が円滑な運行ができ、適切な駐車ができるよう車両整理を行う。
契約の方法	指名競争入札(9者)
契約の相手	太平サービス(株) 甲府支店
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	12,713,400円
担当部署	総務部管財課

#### 監査の結果

積算に当たっては是正すべきもの

県庁構内駐車場整理業務委託契約において、勤務時間として、次のとおり定めている。

(勤務時間)	月曜日から金曜日	午前8時から午後6時まで
平日勤務	月曜日から金曜日	午後6時から午後8時まで
時間外勤務	(1) 月曜日から金曜日	午後6時から午後8時まで
	(2) 上記の他県議会会期中及び非常災害その他、甲が必要と認める場合	

ところで、時間外勤務手当についてみると、 $[1,266円 \times 10時間 / 週 \times 52週 = 658,320円]$ として積算している。これは、1日2時間(pm6:00~pm8:00)として年間52週について時間外勤務手当をみるものであるが、年間52週とすると年間260日となり、平成15年度における県庁の勤務日(開庁日)の年間246日より多く、祝祭日等で勤務をしていない日にも手当を支給(14日 $\times$ 2時間 $\times$ 1,266円=35,448円)していることになる。

しかしながら、時間外勤務手当は、元来、時間外勤務の実績によって支給されるものである。原則として県庁の開庁日以外の日には構内駐車場の整理をする必要はないことから、祝日等によって開庁しない日には時間外勤務はありえないので、これらの日に時間外手当を計上するのは妥当でない。

時間外勤務手当の積算に当たっては、通常の勤務の場合(表の(1)の場合)には県庁の勤務日(開庁日)に合った積算を行うべきである。また、県が必要と認める場合(表の(2)の場合)については、別途、過去の実績を踏まえて適正に積算すべきである。

(2) 社会福祉村内一般廃棄物収集運搬処理業務委託

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	・社会福祉村(あけぼの医療福祉センター外4施設)から排出される一般廃棄物の収集運搬及び処理 ・収集回数：可燃物一週5回、不燃物・資源ごみ一月2回
契約の方法(人札者数)	指名競争入札(5者)
契約の相手	(株)国土興産
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,812,550円
担当部署	福祉保健部あけぼの医療福祉センター

監査の結果

一般廃棄物の収集等業務実績が反映する契約に改善すべきもの

あけぼの医療センターは、山梨県の福祉関係施設が集まる社会福祉村における一般廃棄物の収集・運搬及び処理について、年間予定収集量 160,815 kg として総額(3,812,550円)で業務委託契約を締結している。委託料の支払は、毎月、委託料の12分の1相当額である。

ところで、この契約の予定価格の積算に当たっては、平成14年度の4月から1月までの実績にあとの2か月の収集見込量を加えた「平成15年度実績見込(160,815 kg)」に単価を乗じて算定している。

前年度実績等を参考に収集・運搬・処理量を積算したとしても、当年度ごみの収集・運搬・処理量は未確定であることから、次のとおり、当然に年間予定収集量と年間実績とは一致しない。

このように予定数量に対して、実績に過不足の生じる業務委託を総師による契約とすることは、委託者と受託者の双方にとって合理的でないことから妥当でない。

年間予定収集量とその実績調べ

(単位：kg)

年度	ごみの種別	年間予定収集量(A) (前年度実績等より)	年間収集実績(B)	差(A-B)
平成14年度	処理ごみ	142,239	145,240	△3,001
	資源ごみ	17,668	15,575	2,093
	計	159,907	160,815	△908
平成15年度	処理ごみ	145,240	160,368	△15,128
	資源ごみ	15,575	17,432	△1,857
	計	160,815	177,800	△16,985

この契約には仕様書等が添付されていないため明確になってはいないが、その積算において峡北環境センターへの持込手数料が見込まれているため、同環境センターの持込ごみの計量において、その持込量(処理量)は容易に把握することができることから、単師による契約とし、一般廃棄物の収集等業務実績が反映する契約に改善すべきである。

(3) 情報処理技術者活用事業に係る情報処理業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	県の学校現場における情報処理技術者の活用事業及び県立学校教育情報化推進事業に関する情報処理業務の委託である。
契約の方法	指名競争入札(3者)
契約の相手	㈱甲府情報システム
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	16,484,991円
担当部署	教育委員会総合教育センター

監査の結果

① 予定価格の積算数値を的確に設定すべきもの

「情報処理技術者活用事業に係る情報処理業務」は、平成8年度からの委託である。平成13年度の5月から、「県立学校教育情報化推進事業に係る情報処理業務委託」(㈱甲府情報処理システム：4,562,250円)が加わった。

平成13年度には、県立学校教育情報化推進事業に係る情報処理業務委託契約で派遣されたシステムエンジニアは、総合教育センターに常駐したが、同時に進行していた「県立学校教育イントラネット整備事業」の設計・施工に関するアドバイザーとして週2回程度、高校教育課に勤務し、設計・施工業者と対応した。

平成14年度からは同業務委託を統合して実施している。

表 過去5年間の推移

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託会社名	(有)テクノフ *レスト	(有)テクノフ *レスト	㈱甲府情報シ ステム	㈱甲府情報シ ステム	㈱甲府情報シ ステム
契約方法	随意契約	随意契約	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
予定価格	8,111,880	6,300,000	8,107,684	17,275,156	16,536,678
契約金額	8,111,880	6,300,000	8,426,291	17,272,500	16,484,991
			4,562,250		
落札率	100.0	100.0	99.7	99.9	99.6
			54.1		

(注) 平成12年度までは、情報処理技術者活用事業に係る情報処理業務委託契約額、

平成13年度上段：情報処理技術者活用事業に係る情報処理業務委託契約額、

下段：県立学校教育情報化推進事業に係る情報処理業務委託契約額

平成14年度以降は、両業務を統合した契約額

表に見るとおり、平成13年度からより競争性のある指名競争入札による契約にしているが、落札率が予定価格の99%台で同じ業者が落札している。そこで、精査したところ、次のような問題点があった。

委託する業務量の把握について、事業報告書の内容であるはずの各業務の処理に要した人工等の情報という意識が薄く、委託を開始して7年になる平成15年度にいたっても、業務量の確な把握ができていない。そのため、業務委託に当たった設計の際に、基本的な情報である業務に対する人工がどれくらいになるのかを業者の情報に頼らざるを得ない状態が続いている。

業務の中には、ヘルプデスク機能もある。したがって、業務報告は、現在使用しているような簡単なものではなく、ヘルプデスクとして何時どのような内容のヘルプがあったのか、そのヘルプの処理に要した時間・人数等を把握できるような様式とすべきである。

そのことが翌年度の契約予定価格の積算に生かすデータ収集につながっていく。

競争性のある契約への切り替えにいち早く着手していることから考えると、残念な状態である。更なる適正性・公正性の向上に向けての工夫が求められる。

② 入札手続きに疑義のあるもの

3社による指名競争入札との説明であるが、入札結果表には2社しか記載されていない。

入札手続きは、その経過を記録し、適正に行われたことを検証できるようにしておくなければならない。特に指名業者が何社だったかは重要な情報であり、これに関する記録に欠けることがあってはならない。

指名業者数は、財務規則の定めにしたがった手続きとすべきである。

(4) 通学バス運行業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	山梨県が所有する甲府養護学校の通学バスの運行代行、運行代行中の 介助業務及び通学バスの維持管理に関する業務委託
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約の相手	富士急平和観光㈱
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	4,830,000円
担当部署	教育委員会甲府養護学校

監査の結果

① 整備管理者の届出がないもの

通学バス車両の維持管理も委託内容に含まれており、委託契約書第8条において、整備管理者の届出が必要となっているものの、その届出がない。

契約第8条の届出をするよう指導を徹底されたい。

② 積算価格を見直すべきもの

平成14年度及び平成15年度は、指名競争入札によったことにより契約金額を押し  
え込むことができたことは評価されてよい。

しかし、平成15年度の子定価格の積算が平成14年度の実績がありながら、平成14  
年度の子定価格をそのまま使われていることは残念なことである。

子定価格の大部分を占める人件費は、終日の給手を基に積算されているとのこと  
である。

しかしながら、業務委託内容の主たる部分は、朝夕の登下校便の運転・添乗であり、  
業務実施に則した子定価格の積算とするよう検討する必要がある。

過去4年間の推移

単位：千円

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託者	富士急平和観光㈱	富士急平和観光㈱	㈱中野エー・オー・ピーエス	富士急平和観光㈱
契約方法	指名競争入札	1者随意契約	指名競争入札	指名競争入札
子定価格	8,851	7,350	7,350	7,350
契約金額	7,350	7,350	5,198	4,830
落札率	83%	100%	70%	65%

(5) スクールバス運行業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	ふじくら養護学校の児童・生徒の送迎バスの運行業務の委託である。
契約の方法	指名競争入札(4者)
契約の相手	㈱中央観光
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,665,000円
担当部署	教育委員会ふじくら養護学校

監査の結果

子定価格の積算方法を改善すべきもの

この業務委託に関する手続きの経緯をみると、平成13年度までは1者随意契約  
(18,412,836円 富士急行㈱)により委託してきていたが、平成14年度から4者指名  
競争入札(H15:7,665,000円 ㈱中央観光)により委託する方式にしている。

表 過去5年間の契約額等の推移

(単位：円、%)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託社名	富士急行㈱	富士急行㈱	富士急行㈱	㈱中央観光	㈱中央観光
契約方法	随意契約	随意契約	随意契約	指名競争入札	指名競争入札
子定価格	18,503,295	18,412,836	18,412,836	18,397,050	15,808,375
契約金額	18,503,295	18,412,836	18,412,836	9,430,890	7,665,000
落札率	100	100	100	51	48

落札率は、平成11年度から平成13年度までは100%であったのに対し、平成14  
年度が51%、平成15年度が48%と指名競争入札によって契約業者を決めた年度以降  
子定価格との乖離が大きくなってきている。

このことは、子定価格の積算に従来の考え方では織り込みきれない変化が生じてき  
ていることを示すものと考ええる。

現在の子定価格の積算方法は、県労政雇用課調査(2002年)のうちの運輸通信業・  
運転員の給与月額を積算のベースとしている。また、添乗員についても同様である。  
人件費としてはこのほかに賞与、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の所  
要額を加算している。このほかに、燃料費(602,080円)、修繕費(695,000円)、公  
課費(366,420円)、その他消耗品費等(398,008円)、校外事業(360,000円)を加  
えて、15,808,375円を子定価格としている。

県内の他の養護学校では、運転員・添乗員の1日の拘束時間に見合った積算方法と  
するなど工夫を正在にしていること等を参考にして、委託業務の実態を正確に把握した上で、  
新たな状況に対応する積算の考え方を打ち出すべきである。

(6) スクールバス運行委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	わかば養護学校の児童生徒の送迎バスの運行業務の委託である。
契約の方法	指名競争入札 (5者)
契約の相手	(有) 芦安観光タクシー八田営業所
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	14,175,000 円
担当部署	教育委員会わかば養護学校

監査の結果

設計を的確に行うべきもの

平成 15 年度から指名競争入札を導入したことによって一定の成果を上げている。  
しかし、予定価格の積算についてみると、実働朝晩送迎の 5 時間の拘束で処理する業務についての人件費積算で労務単価の 1 日額をそのまま使用して積算している。

平成 13 年度に開校したかえで養護学校では、労務単価日額に 8 分の 5.5 (1 日の拘束時間が 5.5 時間であることを理由に) を乗じて得た額 (10,000 円) を積算単価として使用している。

また、送迎用バス (県からの貸与) の待機駐車場が必要との理由で、駐車場借り上げ料金 (月額 @20,000 円、年額 240,000 円) を見込んでいる。

しかし、隣接する県立あけぼの医療センター所管の駐車スペースを使用する方向で検討すべきである。

業務委託に当たっての設計を的確に行うべきである。

表 過去 5 年間の推移

区分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受託会社名	(有) 芦安観光 タクシー八田 営業所	(有) 芦安観光 タクシー八田 営業所	(有) 芦安観光 タクシー八田 営業所	(有) 芦安観光 タクシー八田 営業所	(有) 芦安観光 タクシー八田 営業所
契約方式	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	指名競争入札
契約金額	9,943,993	27,472,131	19,622,843	17,019,823	14,175,000

(7) スクールバス運行業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	かえで養護学校の児童生徒の送迎バスの運行業務の委託である。
契約の方法	指名競争入札 (5者)
契約の相手	富士急平和観光株式会社
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	13,650,000 円
担当部署	教育委員会かえで養護学校

監査の結果

予定価格の積算に一層の工夫が望まれるもの

予定価格の積算は、労務単価表の 1 日単価に 8 分の 5.5 (1 日の拘束時間が 5.5 時間であることを理由に) を乗じて得た額を使用して行っているにもかかわらず、

	予定価格	落札額	落札率
H13	18,389,603 円	12,600,000 円	68.52%
H14	17,759,910 円	9,345,000 円	52.62%
H15	18,144,601 円	13,650,000 円	75.23%

と低価格での落札が続いている。

このことは、予定価格の設計・積算のどこかに検討を要する問題が伏在することが考えられる。

人件費の積算において、1 日の勤務拘束時間が朝と午後の 2 回 5.5 時間であるとして、県労政雇用課調査の日額労務単価に 8 分の 5.5 を乗じて計算するなど工夫をしていることは評価されてよい。

しかし、過去 3 年間の傾向という事実があることから、契約の相手方等からの関係データの収集・分析を行い、予定価格積算のあり方を検討されたい。

3 契約書式・履行指導

(1) 県庁舎及び構内維持補修業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	県庁舎及び構内の巡視点検を行い、建築物等の不良箇所の維持補修を行う。
契約の方法	指名競争入札(9者)
契約の相手	甲府ビルサービス(株)
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	6,048,000円
担当部署	総務部管財課

監査の結果

控え室等場所の提供について契約書等に明確に規定しておくべきもの

県庁舎及び構内維持補修業務契約における維持補修業務は、年間を通じて常駐して行われていることから、控え室等県庁舎内の一定の場所を提供している。

しかし、場所の提供及び光熱水費の負担等について契約書その他仕様書等に明確に定められていない。

実際には問題なく適切に行われていても、行政財産の使用の側面があり、また、費用負担の観点からも契約書において明確に規定しておくべきである。

(2) 知事及び部長宿舍植栽管理業務委託

委託の種別	建物等管理委託
委託業務内容	知事公舎及び部長公舎における樹木・芝生の手入れなど、年間を通じて植栽管理を行う。
契約の方法(指名社数)	指名競争入札(8者)
契約の相手	河野造園土木(株)
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額(総価)(単価)	2,940,000円、剪定枝等処分料1kg30円(支払実績153,405円)
担当部署	総務部管財課

監査の結果

① 樹木等の性質に沿った適時・適切な剪定を行わせるよう指示すべきもの

知事及び部長宿舍植栽管理業務契約は、知事及び部長公舎における樹木・芝生の手入れなど、年間を通じて植栽管理を行うもので、委託業務を実施するに当たり工程表を提出するものとしている(契約書第5条第2項)。この工程表によると、低木剪定について7月中に行うとしている。

ところで、低木剪定を実施したのは、工事日誌によると、次のとおりである。

剪定年月日	剪定対象場所	剪定対象樹木	工程表の計画月
H15.7.23	知事公舎	低木剪定(寄せ植え・玉物)	平成15年7月
H15.9.4	知事公舎	低木剪定(寄せ植え・玉物)	
H15.9.6	部長公舎(甲1)	低木剪定(寄せ植え・玉物)	
H15.9.8	部長公舎(甲1・2)	低木剪定(玉物)	
H15.9.10	部長公舎(甲9・3・4)	低木剪定(寄せ植え)	
H15.9.11	部長公舎(甲4・5)	低木剪定(玉物)	
H15.9.12	部長公舎(甲5)	低木剪定(玉物)	
H15.9.16	部長公舎(甲6・7)	低木剪定(玉物)	
H15.9.17	部長公舎(甲7)	低木剪定(玉物)	

(注)：工事日誌により抽出した。

しかしながら、工程表(予定表)のとおり実施しているのは知事公舎の一部のみで、その他については9月の高木剪定等と併せて実施している。この低木剪定の対象は、寄せ植え(42.5㎡)・玉物(22株)で主にサツキ、オオムラサキ、ボウダン等ツツジ類であり、花の咲き終わった直後が剪定適時とされていることから工程表の7月及び剪定を実施した9月では適時・適切な剪定時期ではない。

樹木の手入れについては年間を通じての植栽管理業務の委託であることから、県は樹木等の性質に沿った適時・適切な剪定を行わせるよう指示をすべきである。

② 剪定等処分料について処分方法の実績に基づく追加契約とすべきもの

知事及び部長宿舍植栽管理業務契約における委託料については、植栽管理業務委託料の他に剪定等処分費用を実績に基づく単価 (1kg 当たり 30 円) で支払うこととしている (契約書第 3 条第 3 項)。この単価については入札価格の対象外で、契約書作成の段階で決定されているが、剪定等処分料にはチップ化費 (コンポスト) と甲府市清掃工場での焼却処分費とがあり、当該契約においては後者で処分 (4,870kg、153,405 円) されている。

ところで、この 1kg 当たり単価 30 円の積算根拠は、次のとおりである。

処分方法	処分費	運送費 (2t 車・片道 20km の場合)	合計
チップ化の場合	24 円	7,736 円 (5,880 円×5 回/3,800kg)	31,736 円
焼却処分の場合	16,59 円	7,736 円 (5,880 円×5 回/3,800kg)	24,326 円

しかしながら、この処分単価については、処分方法の選択は受託業者の自由であるものの、このような単価差を生じているのは合理的ではない。

当該単価の積算に当たっては、処分料の実態を踏まえて行うべきであり、単価契約は、予定数量が未確定なものの場合の契約方法であることから剪定等処分料の処分方法の実績に基づいて、別途、追加契約とすべきである。

(3) 県庁構内等植栽管理業務委託

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	県庁構内及び議員会館における樹木・芝生の手入れなど、年間を通じて植栽管理を行う。
契約の方法	指名競争入札 (7 者)
契約の相手	(株) 富士グリーンテック
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	(総価) : 3,360,000 円、(単価) : 剪定枝等処分料 1kg30 円 (実支払額 99,855 円)
担当部署	総務部管財課

監査の結果

① 樹木等の性質に沿った適時・適切な剪定を行わせるよう指示すべきもの

県庁構内等植栽管理業務委託契約は、県庁構内及び議員会館における樹木・芝生の手入れなど、年間を通じて植栽管理を行うもので、委託業務を実施するに当たり工程表を提出するものとしている (契約書第 5 条第 2 項)。

この工程表によると、常緑樹の基本剪定 (70 本) については、11 月下旬・12 月とされ、工事日誌及び作業日誌でもこの時期に実施されている。

しかしながら、この常緑樹基本剪定には樫も含まれており、花物としての樫に花が咲く直前を剪定時期とするのは適切ではない。

また、樫の剪定予定本数は、5 本であるが作業日誌では 4 本しか剪定されず、1 本 (積算額 : @4,531 円) 実施されていないのは適正でない。

樹木の手入れについては、年間を通じての植栽管理業務の委託であることから、県は、樹木等の性質に沿った適時・適切な剪定を行わせるよう指示をすべきである。

② 剪定等処分料について処分方法の実績に基づく追加契約とすべきもの

県庁構内等植栽管理業務委託契約における委託料については、植栽管理業務委託料の他に、剪定等処分費用を実績に基づく単価 (1kg 当たり 30 円) で支払うこととしている (契約書第 3 条第 3 項)。

この単価については、入札価格の対象外で、契約書作成の段階で決定されているが、剪定等処分料にはチップ化費 (コンポスト) と甲府市清掃工場での焼却処分費とがあり、当該契約においては前者で処分 (3,170kg、99,855 円) されている。ところで、この 1kg 当たり単価 30 円の積算根拠は、次のとおりである。

処分方法	処分費	運送費 (2t 車・片道 20km の場合)	合計
チップ化の場合	24 円	7,736 円 (5,880 円×5 回/3,800kg)	31,736 円
焼却処分の場合	16.59 円	7,736 円 (5,880 円×5 回/3,800kg)	24,326 円

しかしながら、この処分単価については、処分方法の選択は受託業者の自由であるものの、このような単価差を生じているのは合理的ではない。

当該単価の積算に当たっては、各処分場の処分料の実態を踏まえて行うべきであり、また、単価契約は、予定数量が未確定なものの場合の契約方法であることから剪定等処分料の処分方法の実績に基づいて、別途、追加契約とすべきである。

(4) 富士ふれあいの村機械設備等管理業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	富士ふれあいの村における電気設備、空調・給排水・衛生設備及び防災設備等の管理及び保守点検業務を行う。
契約の方法	指名競争入札 (5 者)
契約の相手	(株) 甲府キンダイサービス
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	7,980,000 円
担当部署	福祉保健部富士ふれあいセンター

監査の結果

① 仕様書と点検報告書とを一致させるべきもの

富士ふれあいの村機械設備等管理業務のうち、空調機・衛生設備保守点検業務についてみると、仕様書における機械類の種類別の点検数量及び点検回数項目と点検結果報告書 (表示項目) とが一致しないものがある。

点検結果の照合、確認は契約書及びその添付書類に基づいて行う必要があることから、相互の照合が困難なものについては、保守点検結果に対する照合確認が不十分な状態を意味するものである。

受託業者に安易に依存することなく、照合・確認及び修繕等を容易にするために仕様書と点検報告書とが一致するように指導すべきである。

② 契約書等に明確に規定しておくべきもの

富士ふれあいの村機械設備等管理業務は、年間を通じて常駐して行われていることから、控え室等庁舎内の一定の場所を提供している。

しかし、場所の提供及び光熱水費の負担等について契約書その他仕様書等に明確に定められていない。

実際には問題なく適切に行われていても、行政財産の使用の側面があり、また、費用負担の観点からも契約書において明確に規定しておくべきである。

また、契約書には再委託の禁止条項はない。実際には、煤煙測定、地下タンク漏洩検査及び温水ヒーター炉内清掃については再委託されている。

無制限の再委託とならないよう、契約書に再委託に関する規定をおくべきである。



(5) ボイラー運行及び施設保守点検業務委託

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	看護大学におけるボイラーの運行及び施設設備の保守点検業務を行う。
契約の方法	指名競争入札(5者)
契約の相手	甲府ビルサービス(株)
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,475,500円
担当部署	福祉保健部看護大学

監査の結果

点検結果報告書の提出等契約書等において明確に規定すべきもの

看護大学ボイラー運行及び施設保守点検業務委託契約は、従来、小額の随意契約(5件)によっていた施設保守点検業務について、平成14年度より「ボイラー運行業務委託契約」に加えて、一括契約としたものである。

しかしながら、契約に新たにボイラー保守点検業務、地下タンク貯蔵所検査業務、冷暖房機保守管理業務等保守点検が追加されているにもかかわらず、その結果報告の提出に関する事項を明確に規定していないのは適切でない。

現実には、点検報告等は提出されているとはいえ、保守点検結果報告は機械設備の安全運転等維持管理にとって重要であることから契約条項等において定め、報告を義務付けておくべきである。

また、ボイラー運行業務は、年間を通じて一定期間常駐して行われていることから、休息場所等事務所内の一定の場所を提供しているが、この場所の提供について契約書その他仕様書等に明確に定められていない。

実際には問題なく適切に行われていても、行政財産の使用の観点からも契約書において明確に規定しておくべきである。

(6) あけぼの医療福祉センター及びあけぼの看護学校ボイラー運転管理業務委託

委託の種類別	建物等管理委託
委託業務内容	あけぼの医療福祉センター及びあけぼの看護学校ボイラー運転管理業務を行う。
契約の方法	指名競争入札(6者)
契約の相手	太平ビルサービス(株)
契約期間	平成15年4月1日から同16年3月31日
契約金額	13,695,000円
担当部署	福祉保健部あけぼの医療福祉センター

監査の結果

控え室等場所の提供について契約書等に明確に規定しておくべきもの

あけぼの医療福祉センター及びあけぼの看護学校ボイラー運転管理業務委託契約における機械設備運転等業務は、年間を通じて常駐して行われていることから、控え室等事務所内の一定の場所を提供しているが、この場所の提供及び光熱水費の負担等について契約書その他仕様書等に明確に定められていない。

実際には問題なく適切に行われていても、行政財産の使用の側面があり、また、費用負担の観点からも契約書において明確に規定しておくべきである。

(7) 県有林保全対策業務

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	緊急地域雇用創出特別基金事業の一環として行われる事業であり、県有林の境界測量、境界不明箇所の復元測量と境界標設置および、今後の境界管理上有効な測量基準点の設置を行う業務である
契約の方法	指名競争入札 (6者)
契約の相手	㈱富士エンジニアリング
契約期間	平成 15 年 9 月 12 日から平成 16 年 3 月 10 日
契約金額	45,045,000 円
担当部署	森林環境部県有林課

監査の結果

実態にあった契約を交わすべきもの

特記仕様書は、成果品として「境界復元経過説明書」を提出することとしている。しかしながら、境界復元経過説明書にかかる業務は、県が直接行っているために、この契約での成果品としては必要のないものである。  
緊急地域雇用創出特別基金事業の要件を満たすために、通常の測量委託事業よりもコストを下げ、他の委託業務の契約書そのまま流用したため、実態とあわないものとなったのである。  
委託する業務の実態にあった契約書を作成し、契約を締結すべきである。

(8) 道路交通の円滑化を図るための定数設定変更業務委託

委託の種類別	調査・研究委託
委託業務内容	交通量調査等を行い既存の信号機の定数設定が妥当かどうかを判断するための基礎資料を作成する業務である。
契約の方法	指名競争入札 (5者)
契約の相手	日本信号㈱
契約期間	平成 15 年 12 月 26 日から平成 16 年 2 月 23 日
契約金額	9,870,000 円
担当部署	警察本部交通規制課

監査の結果

改善状況を警察本部で直接検査すべきもの

本業務は、交通量を調査し、信号機の移行間隔 (青→黄→赤) を適切な時間に設定するための基礎資料を得るとともに、その結果にもとづいて信号機の移行間隔の定数を変更するものであり、継続して行われる業務である。  
現在、改善後の状況は、業者が報告書を作成し、現場の感覚として把握しているとの説明である。  
しかし、委託した業務の執行状況が報告書の通り改善されているかどうかを委託者である県警本部が直接検査すべきである。

第3 随意契約

(1) 県民情報プラザショーウインドー展示業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	山梨県のイメージアップのために、県民情報プラザショーウインドーの西側2面及び南側2面について各3回の展示を行う。
契約の方法	随意契約(4者指名による企画提案方式(3者参加))
契約の相手	(株)アドアレーション社
契約期間	平成15年6月16日から平成16年3月31日
契約金額	8,400,000円
担当部署	総務部管財課

監査の結果

企画提案方式の審査の透明化を図るべきもの

県は、県民情報プラザショーウインドー展示業務委託の業者選定に当たり企画コンペ方式を採用している。企画提案方式には、過去展示に実績のある4者を指名し、3者が参加している。

企画書の審査に当たっては「県民情報プラザショーウインドー企画コンペ審査会」(審査員6名)を設け、実施している。

企画書審査の結果、3者のうち「バランスの良さ」、「デザインの良さ」、「企画の良さ」等の理由で(株)アドアレーション社に決定しているが、決定理由は、抽象的なものであり、合理性を推定させる具体的、数量的なものとなっていない。

デザインは、元来、主観的、情緒的なものとはいえ、必要な審査項目を点数で表示するなど具体化、数量化することによって審査の明瞭化、透明化を図るべきである。

(2) 県営林道維持修繕業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	冬季閉鎖解除にともなう林道整備及び安全通行確保のため、除草並びに台風、降雨等による崩落土除去、路面整備を委託するものである。
契約の方法	随意契約
契約の相手	大昭建設㈱
契約期間	平成15年4月22日から平成15年11月30日
契約金額	3,217,200円
担当部署	峡南地域振興局林務環境部

監査の結果

より競争性のある契約方法に改善すべきもの

この契約は、予定価格が2,151,480円であり、2,500,000円以下のため、随意契約とし、3者による見積もり合わせの結果、大昭建設㈱が受託したものである。

しかしながら、委託期間中の台風により崩落土除去の業務量が大幅に例年を上回ったために、契約変更を行ったものである。

平成12年度から3者の見積り合わせを行っているが、当該業務は過去5年間同一業者と随意契約を行っており、見積り合わせが形骸化している恐れもある。

見積り業者数の増加や見積り業者の入れ替え等、より競争性のある契約方法に改善すべきである。

(3) 県職員採用試験案内ポスター・パンフレット制作委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	この業務は山梨県職員採用案内のためのパンフレット（A4・16頁）6,000部及びポスター（A2）300部の企画、作成、印刷を委託するもので、平成元年より開始されている。これらのパンフレット等は大学、主要短大、県内高校や県内各町村その他県内外の公共機関等に配布されている。
契約の方法	随意契約 企画提案方式により県内外5者からの提案について、県の各部署より選任された選定委員会（28名で構成）の採点方式を採用し、最高得点業者を委託先としている。
契約の相手	(株)サンニチ印刷
契約期間	平成15年12月17日から平成16年2月27日
契約金額	3,011,400円
担当部署	人事委員会事務局

監査の結果

予定価格の算定を検討すべきもの

予定価格の積算については、企画デザイン費等と印刷費とに区分し算出しているが、積算基準は10年前のものを使用しており、見直しが行われていない。

現在までの間に、人件費その他の経費の変動があるにも拘わらず、制作費の積算に反映させないのは適切ではない。

積算項目の内容を分析し、価格減額が可能な項目がないかを検証すべきである。

平成15年度の積算内訳は次のとおりである。（パンフレット、ポスターの合計）

(イ) クリエイティブ関係経費	
・企画費	200,000円
・レイアウトデザイン	1,380,000円
・イラストカット他	184,000円
・写真版下制作費	340,000円
小計	2,084,000円
(ロ) 印刷費	1,030,000円
合計	3,114,000円

(4) 自然歩道等管理委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	この業務は、県の自然遊歩道（東海自然歩道、八ヶ岳横断歩道、西沢溪谷、三つ峠歩道）のパトロールや草取りなどの管理業務を、これらが所在する市町村へ委託しているものである。これは山梨県観光施設管理委託要領に基づき、歩道利用者の安全確保等の観点から実施しているが、その所在する各市町村の観光資源でもあり、県の委託料以外に各市町村が独自の財源も加えて管理している。
契約の方法	随意契約
契約の相手	歩道が所在する15市町村
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,897,600円
担当部署	観光部観光資源課

監査の結果

委託業務の報告につき指導すべきもの

予定価格の積算方法は、パトロール業務、草取り業務、トイレ清掃業務に区分し、歩掛表の清掃作業員などの該当する業務単価に0.8（作業内容を考慮）を乗じた単価に歩道距離（作業対象距離）と回数に応じて算出している。

契約書第9条（管理状況の調査）において、県は委託業務の処理状況について報告を求め、又は自らその状況を調査することができるとしている。

県担当者は、作業毎の現況チェックは実質的に困難であるため、契約期間満了後、所定の様式で作業実績報告と作業現場写真を添付させることで業務の確認をしている。各市町村から報告された実績報告書及び写真を監査したが、報告書は各市町村で報告記載事項がまちまちであり、添付写真はただ単に写真が添付されているものと処理前、処理後、場所の記載が整然とされているものがある。

委託した管理作業の実施状況が適正に把握できるように報告書記載内容の統一及び添付写真の作業時期、場所、作業前後の状況を確認できる写真の添付を指導すべきである。

第4 1者随意契約

1 設計・積算

(1) 県政特別番組の制作及び放送業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	昭和63年から開始した事業で、県政の重要施策、重点事業などを広く県民に周知し、県民の利便を図るとともに、県政に対する理解と協力を得るために年間5回（1回の放送は30分）の制作及び放送業務を委託しているものである。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(株)日本ネットワークサービス
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	3,174,150円
担当部署	企画部広聴広報課

監査の結果

予定価格の積算を抜本的に見直すべきもの

この委託は、1者随意契約で過去5年間の契約金額は次のとおりである。

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
契約金額	3,169,950円	3,178,350円	3,178,350円	3,174,150円	3,174,150円

予定価格は電波料、制作料、中継車使用料、スタジオ使用料で構成されており、過去5年間ともに同じ構成である。

県の予定価格は、前年度の見積額を参考としているため、予定価格に対する契約価格の比率が100%近い数字で推移してきている。

平成15年度の委託業務設計・積算をみると、中継車を使用することとし、その使用料(649,000円)が計上されている。過去5年間、ほぼ同額が計上されてきている。

しかしながら、平成15年度には中継放送がされた事実がない。また、過去5年間に於いて中継放送がされた事実もなかった。

こうした番組制作の実態と乖離した予定価格の積算は、抜本的に見直すべきである。なお、この委託による放送エリアは、県内23市町村、人口では県人口の約半数に相当するが、残りの半数に対する情報提供ができない状態にある。

放送エリアの人口と視聴率を考慮すると、この業務の本来の目的である県政等の施策や重点事業等の県民への周知という目的を達成しているか疑問が残る。

また、委託業務は、開始後16年を経過しており、情報提供の手段が多様化していることなどから、視聴率の検証や県民に対する放送の効果を検証し、県民へのPRのあり方を検討すべきである。

(2) 自動車二税申告書取りまとめ及び完納指導業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	①自動車税・自動車取得税の申告指導に関すること、②自動車税・自動車取得税の申告(報告)もれチェック及び申告書取りまとめに関すること、③抹消登録時における自動車税の完納指導等に関すること、④自動車税・自動車取得税徴収額の収納計器による収納印表示に関することについての事務処理の業務委託
契約方法	1者随意契約
契約の相手	財団法人関東陸運振興財団山梨支部
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	4,515,000円
担当部署	総務部税務課

監査の結果

積算については委託業務の実態に見合ったものとすべきもの

県は、昭和40年度から、道路運送車両法による自動車登録番号標の交付代行者である(財)関東陸運振興財団山梨支部(平成12年より現名称)に対し、事務を委託し、自動車税・自動車取得税の賦課徴収事務の合理化を図ってきた。

県では、委託料の積算については、

- ① 委託事務の取扱件数合計の、委託先での総取扱事務量に占める割合を算出
- ② 委託先の1人当たりの人件費を算定
- ③ 委託先の職員2人分の人件費に①の割合を乗ずる

により積算したとしている。

しかしながら、平成15年度の積算において、県は①の委託先での総取扱事務量の把握に必要な資料を持っておらず、②の委託先(財)関東陸運振興財団の1人当たりの人件費3,120千円の根拠を持っていなかった。また、③の職員2人分については、根拠となる書類等を保持せず、積算についての合理性を認めることができない。

県は、委託料の積算について、委託業務の実態に基づいた数値により、積算を行うべきである。

(3) 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	危険物取扱者免状及び消防設備士免状に係る新規交付・書き換え・再交付申請書等についての受付及び調整、免状の作成、免状台帳の作成・保管・整理等の業務
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(財) 消防試験研究センター
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額 (単価契約)	1件当たり単価：①新規交付 1,922 円、②再交付 1,235 円、③写真以外の書換え 480 円、④写真に係る書換え 1,098 円 (支払実績 3,898,680 円)
担当部署	総務部消防防災課

監査の結果

委託単価の積算根拠を入手すべきもの

危険物取扱者及び消防設備士の資格取得試験は、山梨県知事と(財)消防試験研究センター理事長との協定(消防法第13条の5第1項及び第17条の9第1項)によって委託されている。

この資格試験合格者免状作成業務は、この協定には含まれていないため、県は、同業務を免状作成に関するデータを保持する同センターに委託するものである。

同センターから県に対して、免状作成業務の受託に関する依頼が行われ、併せて「免状作成業務等の受託に関する要綱」が提示される。それは、依頼文と併せて1件当たり単価及び契約書(案)も示されている。県は、単にこれを承諾するのみの契約ということができる。

危険物取扱者及び消防設備士免状作成業務等委託契約における委託単価(消費税を含む。)は、5年間(H11～H15年度)、次の委託単価のままで変動がない。

区分	新規交付	再交付	書換え	書換え(写真)
処理単価(1件)	1,922 円	1,235 円	480 円	1,098 円

しかしながら、この間、物価変動は下降傾向にあるとともに人件費についても人事院勧告等においてもダウンしている状況からみると、5年間、同一価格のまま推移していることは妥当でない。

また、県は契約の当事者であるにもかかわらず、単価の積算内容について把握しておらず、単価決定に関する情報を入手していないのは適切でない。積算に当たって必要な情報を的確に入手すべきである。

(4) 危険物取扱者保安講習事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	消防法による危険物の取扱作業に関する講習について受講者の受付・講習の実施・講習修了者名簿の作成・講習修了者の台帳整理業務等である。(受講義務：1回/3年)
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(社) 山梨県危険物安全協会
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	9,506,956 円
担当部署	総務部消防防災課

監査の結果

委託経費の積算に当たり委託業務の範囲内とすべきもの

危険物取扱者保安講習事業委託契約における委託業務は、①受講者の受付、②講習の実施、③講習修了者の名簿作成、④その他関連業務である。

ところで、当該委託契約に当たっては、「委託料は、危険物安全協会が適正かつ円滑に受託事務を実施することができるために必要かつ十分な額(保安講習受講手数料 4,700 円の80%程度)とされるよう予算措置等について特段の配慮を願う」として、都道府県に対して、消防庁危険物規制課長から通知(H4.12.7)されている。

県は、本件委託業務については、この通知に従って積算し、契約している。したがって、受託事務を実施することができるための必要かつ十分な額には当然に人件費も含まれているはずである。

しかしながら、この委託契約の積算内訳についてみると、この必要にして十分な額とは別に、事務局職員に係る人件費相当額(4,795,676 円)が計上され、この金額を含めて契約が締結されていることは、委託業務に対して過大な経費の支出になることから適正でない。

(5) 重症心身障害児(者) 通園事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	在宅の重症心身障害児(者) に対し、通園の方法により、日常生活動作・運動機能等に係る訓練、指導等を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、もって在宅重症心身障害児(者) の福祉の増進に資することを目的とする業務委託
契約方法	1者随意契約
契約の相手	社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会
契約期間	平成15年11月1日から平成16年3月31日
契約金額	7,153,030円
担当部署	福祉保健部障害福祉課

監査の結果

剰余金の返還を求めるべきもの

当該事業は、委託先の施設が、国の承認を得た場合に限り実施が可能となる。事業実施のための施設設備及び職員基準を満たし、国庫内示を受けた知的障害者通所授産施設「たんぼぼ」を有する、社会福祉法人富士吉田市社会福祉協議会に対し、平成15年11月より、随意契約で業務の委託を行っている。

ところで、委託契約書第6条及び事業実施要項第13によると、「受託者は委託事業完了後、翌年度4月10日までに、事業実績報告書及び委託費収支計算書を県に提出しなければならない。」と定められている。

事業実績報告書については、期日までに提出されていたが、委託費収支計算書については、県に提出されていたのは翌年度(平成16年)8月になってからであった。県は、契約どおり委託費収支計算書を期日までに受け取るべきである。

委託契約書第8条によると、県は、前払いした委託費に剰余が生じたときは、委託者にその剰余金を返還させるものとしている。

平成16年8月に委託者より提出された委託費資金収支計算書(重症心身障害児(者)通園事業)によれば、委託先において、当該委託費に、1,162,010円の剰余金が生じている。

しかしながら、監査日(平成16年9月1日)現在、県は委託費返還の手続きを行っていないのは適正でない。

県は早急に、剰余金の返還を求めるべきである。

(6) 高齢者総合相談事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	高齢者及びその家族の福祉向上を図るため、①各種情報の収集、整理、②電話相談、面接相談、③市町村の相談体制の支援に必要な情報提供及び研修等、④情報誌の発行等を行う。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(財)長寿やまなし振興財団
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	19,082,909円
担当部署	福祉保健部長寿社会課

監査の結果

専門相談の設定について柔軟な対応が必要なもの

高齢者総合相談事業は、長寿やまなし振興財団に委託され、その一部の組織が高齢者総合相談センターとして位置づけられている。同センターには各種情報の収集・整理、電話相談・面接相談、市町村の相談体制の支援等があるが、平成15年度の面接相談のうち専門相談の開催についてみると、次のとおり、予定されている。

相談内容	相談者の職種	開催曜日	相談時間
住宅相談	1級建築士	第2月曜日	13:00~16:00
税金相談	税理士	第2火曜日	
法律相談	弁護士	毎週水曜日	
医療相談	内科医師	第2木曜日	
年金相談	社会保険労務士	第2金曜日	

しかしながら、その専門相談実績について、平成15年度においては法律相談が年間延48日で105件、その他は年間延3日の4件で、開催していない専門相談もある。これを5年間の相談件数で見ると、次のとおり、法律相談を除いて相談実績は非常に悪い。法律相談以外の4専門相談については5年間でみても年間1桁以下の相談件数であって相談事業の有効性の観点からみて妥当でない。

項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	計
住宅相談	5	1	0	5	3	14
税金相談	18	4	3	1	1	27
法律相談	144	77	126	140	105	592
医療相談	1	0	0	0	0	1
年金相談	7	2	4	2	0	15

計	175	84	133	148	109	649
---	-----	----	-----	-----	-----	-----

この専門相談については、広報紙の活用、ボスターの作成等積極的に広報活動を行い、相談需要の発掘に努めるとともに、相談需要の極めて少ないものについては廃止し、新たな専門相談を実施するなど、高齢者の需要に絶えず応えられるような、柔軟な対応が必要である。

(7) 基準寝具の貸貸業務委託契約	
委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	基準寝具について洗濯・補修・仕立て直しを行い、衛生かつ清潔な寝具の継続的な供給業務
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	ワタキューセイモア(株) 山梨営業所
契約期間	平成15年4月1日から同16年3月31日
契約金額(単価契約)	寝具1組1日:196円(消費税を除く。) (支払実績額8,838,745円)
担当部署	福祉保健部育精福祉センター

監査の結果

① 債務負担行為を定め複数年契約とすべきもの

平成15年度基準寝具の貸貸業務委託契約に係る「支出負担行為何書」によると、「平成14年4月1日に指名競争入札で3年契約をした業務委託契約」であるとして、指名競争入札を行わずに1者随意契約(単価契約)を締結している。

その根拠として国立病院部経営指導課経営監査指導室室長補佐から各地方医師(支)局経営指導課長等宛の事務連絡(H9.2.27:「寝具類の貸借契約」の適正な取り扱い(参考)末尾に根拠部分を抜粋)を挙げて説明するが、平成14年度指名競争契約における一連書類をみてこのことを関連付ける文書はない。

しかしながら、当該貸貸業務委託契約については債務負担行為(地方自治法第214条)の手続きを執っておらず、長期継続契約(第234条の3)にも該当しないことから3年契約扱いは適正でない。また、その根拠とする「事務連絡」は、国立病院等の指名競争契約に対する「寝具類の貸借契約における一般競争契約の実施について」指導したものであって、地方公共団体を拘束するものではなく、これを以って無条件に3年契約扱いとすることは適正でない。

当該貸貸業務委託契約は、地方自治法の長期継続契約に該当せず、3年のリース契約として翌年度以降にも債務を義務付けていることから、予算で債務負担行為を定めて3年の複数年契約を行うべきである。

(参考) 事務連絡の一部抜粋

(1) 契約期間	国の会計年度である単年度契約
(2) リース期間	3年間(36月)を前提とする。
(3) 寝具設備	3年間で新調させること

契約は単年度で行うが、リース期間は寝具等繊維製品の減価償却年数である3年間で前提に行う。この場合、初年度に一般競争入札を行い、以降2ヵ年は初年度契約業者と



景気動向による単価の見直しを行ったうえで随意契約（予決令第102条の4第4号口適用）を行う。それ以降は3年サイクルで一般競争契約を実施するものとする。

② 単価契約における数量実績を明確にすべきもの

平成15年度基準寝具の賃貸借業務委託契約は、単価（寝具1組1日：136円）による供給契約である。寝具の年間予定組数については、特に契約書及び仕様書には示されていないが、青精福祉センターの入所定数（床数）と利用実態とを勘案して推算していることである。基準寝具1組の仕様は、次のとおりである。

（基準寝具1組）

品名	数量	規格	備考
敷布団	1枚	綿	
掛布団	1枚	綿	
毛布	1枚	合織	
枕	1個	パイロン	
敷布団カバー	3枚	綿	
掛布団カバー	6枚	綿	色物又は柄物
枕カバー	3枚	綿	
ベッドパット	2枚		

委託料の請求は、毎月末で締め切り、単価に納入量を乗じた金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額とされている（契約第3条）。

しかしながら、仕様書等において発注方法及び納品についての定めはなく、受託業者から提出される「基準寝具引渡伝票」には洗濯枚数しか表示されていないため、支払単位である「寝具1組」の納入状況が明確になっていないのは適正でない。

また、この支払状況で見ると、寝具の1日予定組数にそれぞれの月の日数と単価を乗じた金額、すなわち積算金額を単に12分割した金額を毎月支払っており、積算額がそのまま契約の支払総額になっているのは単価契約の趣旨とは異なることから適切でない。

単価契約は、数量が将来未確定であるため予め契約で単価のみを定め、その実績に基づいて契約額を確定するものである。したがって、同センターの年間入所者数の月々の増減及び短期入所者の予測誤差等を前提にして月々納入量に応じて支払うものであるため仕様書等において納入量が明確になるように定めておくべきである。

また、寝具のリース契約による数量が確定しているのであれば、年間の支払額が確定していることから不確定要素を含む単価契約とする必要はなく、総師で契約すべきである。

(8) 飼えなくなった犬及び猫の運搬業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	各保健所で引き取った犬及び猫について、専用車両によって回収し、県の動物愛護指導センターまで運搬する。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	日本通運(株)山梨支店
契約期間	平成15年4月7日から平成16年3月25日
契約金額	6,753,600円
担当部署	福祉保健部動物愛護指導センター

監査の結果

新規購入とリース調達との比較検討を行うべきもの

飼えなくなった犬及び猫の運搬業務は、動物愛護管理法第18条の規定により保健所で引き取った犬、猫を、定められた日に保健所から動物愛護指導センターまで運搬するものである。

この業務委託は、平成8年度開始当初、犬、猫を運ぶ特別仕様の専用車両（業者：5年リース）を準備できることを条件に指名競争入札を行ったが、入札不調のため日本通運(株)山梨支店と協議による随意契約を結び、現在まで同社と1者随意契約を行っている。

ところで、犬猫用専用車両は、業者がリースで使用し、平成13年度からはリース期間（5年間）が満了したため、平成15年度においてはその10分の1のリース料ということで競争入札に付すより有利として1者随意契約を締結している。

しかしながら、平成13年度まで業者にリース使用料相当を支払っていたものであるが、リースには金利、償却資産税等が加味されていることから必ずしも経済的に有利とは限らない。特別車両を購入する場合とリースの場合とを比較検討すべきであるが、これを行っていないのは妥当でない。

また、受託業者における特殊仕様の専用車両をもって1者随意契約の単年度契約として法形式を整えているが、実質的には将来にわたって債務の負担を負うにもかかわらず債務負担行為の措置をとっていないのは適正とは言えない。

県が専用車両を業者に貸与する方法によって、収集業務のみを委託する方法もあることから、県で新規購入する場合と業者がリースによって調達する場合とを比較検討し、経済的により良い方法を選択すべきである。

(9) 空調設備用自動制御機器年間保守業務委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	山梨県工業技術センター内にある研究管理棟、実験棟、デザインセンター棟の空調設備を自動制御する機器の保守に関する業務
契約方法	1者随意契約
契約の相手	株式会社山武ビルシステムカンパニー
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	4,725,000円
担当部署	商工労働部工業技術センター

監査の結果

自動更新契約を是正すべきもの

契約書第14条には、「本契約の有効期限は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれかの一方の当事者から書面にて異議の申し出のないときは、期間満了の翌日から更に1年間継続するものとし、以後もこの例によるものとする。」とある。

この契約によると、当年度の12月31日を過ぎると、次年度契約が同一内容にて自動更新される。

しかしながら、このような自動更新契約は、地方自治法上、長期継続契約（法第234条の3）では、電気、ガス、水の供給等にしか認められない。また、債務負担行為（法第214条）の手続きもとられていない。

この自動更新に関する契約は違法であり、速やかに是正すべきである。

(10) 県有試験研究施設実験廃液処理委託

委託の種類	建物等管理委託
委託業務内容	県有試験研究施設から排出される有害実験廃液（シアン、酸アルカリ重金屬、水銀、クロム）の処理を委託するものである。
委託の方法	1者随意契約
契約の相手	機械金属工業団地協同組合
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	27,997,200円
担当部署	森林環境部大気水質保全課

監査の結果

委託業務量に見合った積算とすべきもの

この委託は、県試験研究機関から排出される有害実験廃液の処理を委託するものである。過去5年間、1者随意契約が続き、契約金額がほぼ同額で推移してきている。

そこで、平成11年度から平成15年度までの契約書記載の予定処理量と処理実績を比較してみたところ、下表のように実績処理量は、予定量の63.5%～78.1%であり、契約書予定量より少ない状態が続いている。

しかしながら、県は、委託額の見直しを行っていない。

本委託契約は、廃液処理業務に対する対価であるから、実績処理量に見合った積算とすべきである。

(単位：リットル)

区分	シアン含有		水銀		鉛等		クロム含有		酸アルカリ重金属含有		合計	実績/予定量
	予定量	実績	予定量	実績	予定量	実績	予定量	実績	予定量	実績		
平成11年度	1,230	389	1,030	1	8,850	0	1,630	220	3,540	11,297	11,907	73.1%
	△ 841	△ 1,029	△ 8,850	△ 1,410	△ 4,373							
平成12年度	1,230	1,230	1,030	1,030	8,850	8,850	1,630	1,630	3,540	3,540	16,280	78.1%
	△ 853	△ 980	△ 8,850	△ 1,373	△ 3,564							
平成13年度	1,230	412	1,030	76	8,850	0	1,630	184	3,540	10,596	11,268	69.2%
	△ 818	△ 954	△ 8,850	△ 1,446	△ 5,012							
平成14年度	530	530	70	70	0	0	440	440	15,240	16,280	16,280	69.8%
	△ 220	△ 190	△ 170	△ 4,712	△ 4,912							
平成15年度	530	530	70	70	0	0	440	440	15,240	16,280	16,280	63.5%
	△ 452	△ 160	△ 305	△ 5,651	△ 5,944							

(単位：円)

期間	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託者名	機械金属工業団地協同組合	機械金属工業団地協同組合	機械金属工業団地協同組合	機械金属工業団地協同組合	機械金属工業団地協同組合
契約の方法	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
契約額	29,631,000	29,400,000	29,190,000	28,875,000	27,997,200

(11) 境界 (恩民界) 保全巡視業務委託

委託の種類別	事務処理委託
委託業務内容	恩・民境界点(線)を明瞭にし、巡視する業務で、内容は、境界標の写真撮影、異常の際の連絡、境界線上に繁茂する雑草木の刈払いである 昭和47年から平成元年にかけて境界検測が行われ境界が整備され、以後境界の全長2,568kmのうちの一定の部分を毎年県が指定し巡視業務を行っている。
委託の方法	1者随意契約
契約の相手	(社) 山梨県恩賜林保護組合連合会
契約期間	平成15年8月14日から平成16年3月15日
契約金額	3,618,300円
担当部署	峡東地域振興局林務環境部

監査の結果

境界保存責任の帰属する者に応分の負担を求めるべきもの

山梨県恩賜国有財産管理条例第4条第1項において「従来全部または一部が草木の払い下げを受けた慣行のある市町村(注1)は、恩賜林県有財産中部分林を設定しない部分に対し、次の事項について保護の責任を負わなければならない」とし、同条同項第4号において「境界標その他標識の保存」をあげている。境界標の保存義務は、保護団体である市町村や財産区等にもあると考える。

本委託契約においては、県が境界保存費用の全てを負担している。

しかし、保護団体にも境界保存の義務があるので、条例に基づく各保護団体の境界標保存の責任と県の境界標保存の責任の分担を明確にし、それぞれが応分の負担をした上で、事業を実施すべきである。

(注1) 財産区に関しては、「市町村」の部分「財産区」に読み替える。(第57条)

(12) 食肉流通合理化対策事業委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	この業務は、(1) 肉畜及び食肉の流通に関する情報収集整理(2) 食肉流通に関する情報提供を(株)山梨食肉流通センターに委託するものである。 平成4年から同社に委託しており、出荷状況、流通状況、国外情勢、市場価格等の情報が月単位で報告される。これらの情報は研修会や報道機関へのデータ提供として利用されている。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	(株)山梨食肉流通センター
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	11,206,494円
担当部署	農政部畜産課

監査の結果

委託内容を明確にすべきもの

予定価格の積算方法は、(1) 情報収集・整理及び情報提供(2) 派遣職員給与で積算される。(1)については取りまとめ賃金及び通信・印刷費等を積算、(2)については派遣県職員1名の給与である。過去5年間の委託状況は次のとおりである。

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
業者名	山梨食肉流通センター	山梨食肉流通センター	山梨食肉流通センター	山梨食肉流通センター	山梨食肉流通センター
契約方式	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約	随意契約
契約額	500,000円	500,000円	500,000円	12,093,757円	11,206,494円

(株)山梨食肉流通センターは、資本金420,000,000円で、そのうち山梨県の出資額は、150,000,000円(35.71%)である。また、役員構成は、取締役が県職員4名(内1名が常勤で派遣、他は非常勤)、県職員以外4名、監査役が3名(県職員1名)である。県は、食肉流通合理化対策事業委託契約の定めるところにより、派遣人件費として、県職員給与1名分の人件費を支払っているもの、契約書第1条の委託内容には県職員の派遣業務についての記載がない。

支出の実態と委託契約内容とが一致しない。

委託する業務の質・量と委託者である県が負担する人件費とはバランスを欠いたものであってはならない。内容を明確にするとともにバランスについて検討すべきである。

(13) 農業近代化資金及び農村住宅資金の電算業務委託

委託の種別	事務処理委託
委託業務内容	農業近代化資金及び農村住宅資金利子補給に係る計算処理業務経緯 昭和46年度から、㈱ワイ・シー・シーに委託してきている。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	㈱ワイ・シー・シー
契約期間	平成15年4月1日から平成16年3月31日
契約金額	8,350,650円
担当部署	農政部農業技術課

監査の結果

委託業務量に見合った予定金額の積算を行うべきもの

過去5年間の契約方法をみたら、下表のとおり1社随意契約が続いていた。

表 過去5年間の推移

単位：円

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
受託社名	㈱ワイ・シー・シー	㈱ワイ・シー・シー	㈱ワイ・シー・シー	㈱ワイ・シー・シー	㈱ワイ・シー・シー
契約方法	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約	1者随意契約
予定価格	8,350,650	8,350,650	8,350,650	8,350,650	8,350,650
契約金額	8,350,650	8,350,650	8,350,650	8,350,650	8,350,650

調査の結果、平成11年度から平成15年度までの電算処理件数は、次のとおりである。

区分	農業近代化資金貸付金	農村住宅資金貸付金	計
平成11年度	6,583件	1,720件	8,303件
平成12年度	5,871件	1,575件	7,446件
平成13年度	5,246件	1,425件	6,671件
平成14年度	4,424件	1,242件	5,666件
平成15年度	3,583件	1,091件	4,674件

一方、予定価格調査(見積書)で確認できる電算処理時間は、110.4時間(@67,500円)で平成11年度から平成15年度まで変化がない。

データ処理量の40%強の減少にもかかわらず、電算処理時間に変動がないことは自然であり、システム開発担当を理由とする1者随意契約を昭和46年から30年間を超えて続けてきたことの弊害が現れたものと見ざるを得ない。

予定金額の算定に当たっては、融資実績の減少に伴いデータ処理量は減少していることを考慮して、1者からの見積もりによるのではなく、委託する業務量を過去のデータから的確に把握した上で行わなければならない。

(14) 富士山マイカー規制業務委託

委託種別	事務処理委託
委託業務の内容	夏季のスパルライインへのマイカー乗り入れを規制するものである。県の外郭団体である山梨県道路公社に委託している。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	山梨県道路公社
契約期間	平成15年5月15日から同15年11月28日
契約金額	21,630,000円
担当部署	土木部道路整備課

監査の結果

業務委託に係る設計・積算を事態に即したものとすべきもの

契約額が平成11年度から5年間21,630,000円と一定である。

しかしながら、実績報告書の内容を精査すると、平成15年度は台風による被害のため駐車場予定地の整備の必要が生じ、この整備工事費1,100千円が予算より多くかかった。そのため、警備の再委託費を1,300千円減少させている。

県の外郭団体である公社は、このように委託収入(予算)と実績費用を合致させるために、予定外の費用が発生した場合、各費用間で調整することとしている。

このような状態は、積算価格が個別業務の処理に要する経費に見合う状態にないことを意味しているものであり適正でない。

天変地異等については、しかるべき対応を行うべきである。

現状のような対応では、実際必要な費用が削減されているのか、不必要な費用が削減されているのか不分明となる。

必要な事業費を精査し、実質的なコスト管理ができる仕組みとすべきである。

(15) 環境影響調査業務委託

委託の種類	調査・研究委託
委託業務内容	本業務は平成8年11月に策定された「桂川清流センサー設計計画」にかかる環境影響結果」に義務づけられている環境影響調査を行い、その結果を清流センサーの植栽等に生かすものである。
契約の方法	1者随意契約
契約の相手	国土環境庁
契約期間	平成15年4月1日から平成15年8月29日
契約金額	3,360,000円
担当部署	土木部桂川流域下水道事務所

監査の結果

予定価格の決定方法につき改善すべきもの

前年度の委託業者が夏から冬にかけての環境調査を行っており、同一の業者が1年を通して環境調査を行ったほうが望ましいとの観点から前年度と同一の業者と随意契約を行っている。

予定価格を決定するために、前年度委託業者を加えた3者から見積もりをとり、積算を行っている。

その結果、前年度委託業者の見積もりが3,072,220円であるのに対し、他の2社が、3,579,394円、3,402,112円となっていた。3社の見積もりの平均を用いて各業務の積算単価を決定し、その平均単価を積み上げて委託額を積算したため、予定金額が3,481,800円となった。

このようにして積算した予定価格をもとに契約を締結したため、委託業者が3,072,220円で見積もりを出してきているにもかかわらず、結果として3,360,000円で見積りしているのは適正でない。

見積り合わせを行うのは手順として望ましいことであるが、当該事例のように、杓子定規に平均を用いて高い予定価格を用いるのではなく、随意契約の相手方が、3,072,220円(税込3,225,831)で見積りを出してきているので、その金額で契約すべきである。

(16) 空調設備保守業務委託

委託の種類	建物管理等委託
委託業務内容	甲府警察署庁舎及び交通部庁舎の空調設備の保守点検業務委託である。
委託の方法	1者随意契約
契約の相手	日立アライメント建設サービス㈱ (空調システムの設置業者である日立アライメント建設㈱の関連会社)
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	3,570,000 円
担当部署	警察本部甲府警察署

監査の結果

積算根拠を明確にすべきもの

平成 15 年度の予定価格は、前年度契約額と同額であり、内容も業者の見積明細と同一内容である。

積算明細を見ると、たとえば「運転状況点検確認 1 式 110,000 円」と記載されているが、何回事点検確認をしているのか明確でない。

点検結果報告書の提出を求め、これを参考として、点検にかかる時間等を検討し合理的根拠のある積算をすべきである。

なお、本委託業務は設備の保守点検業務であり、仕様書において点検項目が定められているが、点検結果報告書が作成されていない。

委託の目的は、空調設備の正常な運転を確保することであり、報告書がなければこれを確認する手立てがないこととなる。今後の施設管理に役立てるためにも点検結果報告書の提出を求めるべきである。

(単位：円)

期間	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
受託者名	日立アライメント建設㈱山梨営業所	日立アライメント建設㈱山梨営業所	日立アライメント建設サービス㈱	日立アライメント建設サービス㈱	日立アライメント建設サービス㈱
契約方法	1者随意契約	1者随意契約	随意契約(2者)	1者随意契約	1者随意契約
契約額	3,667,125	3,667,125	3,570,000	3,570,000	3,570,000

(17) 風営適正化法に基づく管理者講習及び調査業務委託

委託の種類	事務処理委託
委託業務内容	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (以下「風営法」という。) に基づく営業所の管理者講習及び調査業務に関する委託である。
委託の方法	1者随意契約
契約の相手	(財) 山梨県防犯協会 本委託業務については、風営法 23 条に、各都道府県に 1 つ限り指定される風俗環境浄化協会のみができること規定されており、山梨県では (財) 山梨県防犯協会が風俗環境浄化協会として指定されている。
契約期間	平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日
契約金額	9,455,390 円
担当部署	警察本部生活安全企画課

監査の結果

委託業務の実態に合う積算金額とすべきもの

委託業務のうち「調査業務」にかかる積算と実績日数を比較すると、積算では 480 人日 (注) に対し、平成 15 年度の年間調査実績は、59 人日 (59 件、12.3%) であった。積算にあたっては、実際の業務量に見合うよう実際動日数を反映させるべきである。

また、管理者的立場の職員に対する人件費の積算に当たっては、委託業務の履行に向けた指揮監督が主な業務であるため、実際の業務量に即した費用を積算すべきである。

(注) 積算では、調査員人件費 2 名×1 年分を計上しているため、これを人日に換算すると 20 日/月×12 ヶ月×2 名=480 日となる。調査員 2 名の給与積算額は年間 3,622 千円である。